着任のご挨拶

古河税務署長
橋本　晃

本年７月の人事異動により古河税務署長を拝命いたしました橋本と申します。関東信越国税局調査査察部から転任してました。

川島会長をはじめ、公益社団法人古河法人会の皆様には、日頃から法人会活動を通じ、税務行政に対しまして深いご理解と格別のご支援を賜わり、厚く御礼申し上げます。前任の深井署長同様、よろしくお願い申し上げます。

私は福島県の出身ですが、茨城県とは縁がありまして、茨城県内の勤務は４回目となります。古河税務署管内は、圏央道が茨城県内全線開通し、将来的には複線化も予定されております。また、日野自動車が古河市に移転したことに伴い、経済・流通等がより活発になり、地域経済への波及効果も期待されており、このような時期に勤務できますこと、地元署長としての重責を感じております。

古河法人会におかれましては、「健全な納税者の団体」として、また、「税務行政の良き理解者」として、各種研修会の開催、租税教室への講師及び補助者の派遣や小学生の絵はがきコンクールなどの租税教育を通じた正しい税知識の普及や納税道義の高揚に努められるとともに、駅頭清掃やいちごプロジェクトの推進など地域社会へも大きく貢献されており、税務行政に携わる私どもといたしましても大変心強く感じております。

私どもといたしましては、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ため、納税コンプライアンスの更なる向上と納税者の皆様にとって利便性の高い申告・納付手段の充実を図ってまいりたいと考えております。

平成30年度税制改正により、2020年4月1日以降開始する事業年度からは大法人等の電子申告が義務化されましたが、ｅ－Ｔａｘをはじめとした税務行政のＩＣＴ化の一層の進展や環境整備に努めてまいりますので、会員企業の皆様におかれましてもご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、法人会においては「企業の税務コンプライアンス向上のための取組み」が開始され、「自主点検チェックシート」が活用されています。この取組みは、国税庁の使命にも合致する極めて有意義な取組みと考えており、国税庁も後援とさせていただいているところであります。本年、「法人事業概況説明書」も改定があり、新たに記入欄が設けられました。国税当局としましても、この取組みの普及・拡大に向けて、説明会等今後とも連携・協力を図ってまいりたいと考えております。

さて、来年１０月には消費税率引上げと同時に軽減税率制度が実施されます。執行官庁である国税当局においても、改正消費税法等に関する事務が極めて優先度の高い重点課題であることを踏まえ、事業者が軽減税率制度をはじめとする改正内容や消費税の仕組みを十分に理解し、自ら適正な申告・納付ができるよう、制度周知、広報、指導、相談等といった種々の施策を適時適切に実施するなど、庁局署が一体となって効果的・効率的な事務運営が行われるよう尽力していく所存であります。また、本年９月から「消費税の軽減税率制度に関する説明会」を開催いたします。会員の皆様には積極的にご参加いただけるよう、よろしくお願いいたします。

結びに、公益社団法人古河法人会及び会員企業の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝、ご繁栄を祈念申し上げまして、着任の挨拶とさせていただきます。